

大口町子ども条例 逐条解説

目 次

1. はじめに 条例制定の経緯と背景	1
2. 条例の基本構成	2
3. 条文の解説	3
前 文	3
第1章 総則	7
第2章 こどもの権利	9
第3章 こどもの権利の保障	12
第4章 こどもに関する基本的な施策等	15
第5章 こどもに関する施策の推進	20
第6章 条例の見直し	21
第7章 委任	22
附 則	23

1. はじめに 条例制定の経緯と背景

大口町では、町制施行60周年を機に、全てのこどもが幸せに暮らすことができるまちの実現を目指すことを目的として、大口町こども条例（以下「条例」といいます。）の制定に向けて検討を重ねてきました。

条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第77号）等の精神に基づいています。こどもの権利については、平成元年に児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）が国連で採択され、この条約の理念がこどもの権利を考える際の世界共通の基盤となっています。日本は平成6年に批准を行いました。その後、令和5年4月1日、こども基本法が施行されました。こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるにあたっての共通の基盤となるものとして、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法です。条例もこれらの考え方にのっとっています。

条例の制定にあたっては、こどもを対象としたアンケートやワークショップにより、権利の主体であるこどもたちの声に耳を傾け、条例の前文には、こどもたちの想いとしてこどもたちと協力して創りあげた前文を載せています。また、条例に盛り込む内容については、学識経験者、教育関係者、関係団体の代表者等による（仮称）大口町子ども条例制定検討委員会で活発に議論を重ね、ワークショップやパブリックコメントを実施し、制定までの間、幅広く町民の意見聴取をおこない、条例案へ反映しました。

この逐条解説は、大口町こども条例が権利の主体であるこどもをはじめ関係する皆様に理解され、広く普及し、共有されることで、それぞれの立場や役割における取組が進められるよう、作成したものです。大口町こども条例の制定は、大口町に生まれ育つこどもたちの健やかな成長と未来を願い、また、今を生きるこどもたちの想いを未来へ届けるものです。こどもたちが健やかに育つことができるまち、大人になっても住み続けたいと思うようなまち、全てのこどもが幸せに暮らすことができるまちの実現を、こどもたちの声に耳を傾けながら、住民とともに目指していきます。

2. 条例の基本構成

■町民全体の 行動指針	前 文
	第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
	第 2 章 こどもの権利（第 3 条）
■推進の仕組み	第 3 章 こどもの権利の保障（第 4 条－第 8 条）
	第 4 章 こどもに関する基本的な施策等（第 9 条－第 1 6 条）
	第 5 章 こどもに関する施策の推進（第 1 7 条）
	第 6 章 その他の事項（第 1 8 条・第 1 9 条）
	附 則

3. 条文の解説

前文

大口町に生まれ育つ子どもたちの健やかな成長と未来を願い、「大口町子ども条例」を制定するにあたり、まちに住む子どもたちと共に、子どもたちが幸せに生きるために大切にしたいこと、子どもたちが望む未来について想いや願いを語り合い、前文を創りました。

子どもたちと協力して創りあげた前文は、子どもたちの想いが込められた未来への贈り物です。子どもたちの想いを未来へ届けるため、条例の基本理念として次に記します。

私たちの大口町は、五条川や桜、田畑など季節ごとに移りゆく自然と共に暮らす豊かなまちです。そして、子どもの学びや成長を支援する施設も充実しており、年間を通じて様々な行事や地域のボランティア活動などが行われています。

子どもは笑顔で幸せに生きるために、自分の意見をはっきり伝え、大人に助けを求めることができます。子どもは将来の可能性を広げるために、様々な大口町の取り組みを活かすことができます。

私たち子どもは、あたたかな陽を浴びて育つ桜の木のように、私たち自身でのびのびと健やかに育つことができる未来を目指します。そして、全ての世代がつどい、活気あふれるまちにしていきます。さらに、次の世代の子どもたちにとっても暮らしやすい大口町へとつなげていきます。

これらの子どもたちの想いを受け、私たち大人は、子どもたちが思い描く、活気と優しい笑顔にあふれ、子どもたちが健やかに育つことができるまち、大人になっても住み続けたいと思うようなまちの実現を目指していきます。

そして、大口町は、まちに誇りと愛着を持って育つ子どもたちの声に耳を傾け、想いや願いを受け止め認め合い、笑顔あふれる子どもたちが大好きな大口町であり続けるために、「大口町子ども条例」を制定します。

<解説>

- ❁ 前文は、条例の基本的な考え方や目的、メッセージを表しています。この条例をどんな考えや思いで制定したか、条例の最も大切なことが書かれます。
- ❁ 第1段落では、大口町に生まれ育つ子どもたちの健やかな成長と未来を願って大口町「子ども条例」を制定すること、子どもたちとともに前文を創りあげたことを述べています。
- ❁ 第2段落では、子どもたちと協力して創りあげた、子どもたちの想いが込められた前文を条例の理念として記すことを述べています。
- ❁ 第3段落から第5段落までは、子どもを対象としたワークショップ参加者の子どもたちが考えて創りあげた4つの前文を、子どもたちが1つにまとめたものを条例の基本理念として記しています。

- ❁ 第3段落は、「大口町のすきなところ、いいと思うところ」を、第4段落は、「こどもたちが幸せに生きるために大切だと思うこと、大切にしたいこと」を、第5段落は、「未来に残したいものや望む未来」を、それぞれこどもたちとともに創りあげました。
- ❁ 最後にこれらのこどもたちの想いを受け、私たち大人が目指すべきまちの姿を述べます。そして、大口町が条例を制定する決意を述べています。

【前文ができるまで】

条例ができるまでには、多くのこどもやおとなのみなさんの協力をいただきました。特に前文は、町内に在住するこどもたちが自らの意思で参加し、意見を出し合い、協力して前文を創りあげました。

○令和6年8月3日 ワークショップ「あなたがつくる！こども条例」を開催。

町内に在住する小学5年生から高校3年生までの20名が参加しました。4つのグループにわかれ、4つの前文を創り上げました。こどもたちの視点での大口町の姿や未来への想い、願いが込められています。

私たちの町大口は、さくらが美しく自然豊かな町です。
また、人がやさしく、あいさつが飛び交う町です。
子どもが、笑顔になれるいこいの場所がたくさんあります。
子どもは自分の意見をおもうままに大人に伝えやりたいとすることができます。
そして学ぶための場所が多くあります。
わたしたち子どもは、いつも笑顔でいることができます。いこいの場が多くあり、自然豊かだからこそ健康で遊び学ぶことができます。これらのかんきょうを最大げんいかし、大人になっても住み続けたいと思える大口町の未来をめざしここにこの条例をさだめます。

わたしたちの町大口は、桜がとてもきれいで、緑ゆたかで自然がたくさんあります。また、教育も充実しています。さらに行事が多く、ボランティア活動もさかんで、とても楽しくすみやすい町です。

子どもは、幸せに生きるために、お祭りや公園などの息抜きをしながら遊べる場を必要と考え、大人の助けを求めることができます。また、親に「ほしい」や「いきたい」などの気持ちを言葉で表すことができます。

大人は子供の意見を尊重します。地域は子供がすごしやすい環境を作ります。

(わたしたちこどもは、) 大口町は、あたたかな陽を浴びて育つ桜の木のように、豊かな自然の中で、おとなたちに見守られ、わたしたち自身でのびのびと健やかに育つことができる未来を目指します。また、次の世代のこどもたちにとっても(暮らしやすい) 大口町へとつないでいきます。

私たちの町大口は、桜がきれいでしぜんや田畑、やさしい人が多く、いろいろなしせつがととのっている町です。

こどもは自分の意志表示をはっきり伝えることが出来て、おとなは挫折した人を助けて、頑張っている人を応援します。

私たちこどもは、田んぼや畑、桜、川などの自然や、優しい町民たちを守りつつ、駅などの公共施設や商業施設をより発展させていき、充実して住みやすい町を目指し、この条例を定めます。

私達の町大口は自然豊かで桜や田んぼ、五条川などが見られる町です。

また、公園や学校などの公共施設も充実しています。さらに、地域住民も優しく笑顔あふれる町です。

こどもは自然豊かな町の施設を活かし、地域の方々とふれあうことで、様々な将来の可能性を広げ豊かな心を育むことができます。

大人は人との関わりや自然の大切さを教えると共にこどもの意見を尊重し、規則を守っていきます。

私達子どもは、五条川の桜や田んぼなどの美しい自然を守り、たくさんの公園やきれいな学校を最大限活かして行きます。そして、全ての世代の人がつどいさらに活気あふれる町にしていきます。

○令和7年3月22日 「大口町こども条例」前文のためのワークショップを開催。

令和6年8月3日開催のワークショップ参加者を対象に、4つの前文を1つの前文にするワークショップを開催し、令和6年8月3日に参加した小学6年生から高校3年生までの7名が参加しました。4つの前文から必ず1つずつは言葉を取り入れて4つの前文の想いを1つにまとめました。

私たちの町大口は、五条川や桜、田畑など、季節ごとに移りゆく自然と共に暮らす豊かな町です。

そして、こどもの学びや成長を支援する施設も充実しており、年間を通じて様々な行事や地域のボランティア活動などが行われています。

こどもは笑顔で幸せに生きるために、自分の意見をはっきり伝え、大人に助けを求めることができます。

こどもは将来の可能性を広げるために、さまざまな町の取り組みを活かすことができます。

私たちこどもは、あたたかな陽を浴びて育つ桜の木のように、私たち自身でのびのびと健やかに育つことができる未来を目指します。そして、全ての世代がつどい活気あふれる町にしていきます。

さらに、次の世代のこどもたちにとっても暮らしやすい大口町へとつなげていきます。

※上記の文を町が条例に使用する際に、漢字かなづかいや言い回しを他の文言と揃えたり、変更したりすることについて、こどもたちに了解を得ています。

第1章 総則

■条例の目的や位置づけ、言葉の意味を定めています。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第77号）等の精神に基づき、こどもの権利を保障し、こどもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、全てのこどもが幸せに暮らすことができるまちの実現を目指すことを目的とします。

<解説>

- ❁ 条例の解釈や運用の指針となる条例の目的を定めます。
- ❁ 日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法等関連する法令などに基づいて、こどもの権利を保障し、こどもに関する施策の基本となる事項を定めます。
- ❁ 全てのこどもが幸せに暮らすことができるまちの実現を目指すことを目的としています。

(用語の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 「こども」とは、18歳未満の者をいいます。また、これらの者と等しく権利を認めることがふさわしい者を含みます。
- (2) 「保護者」とは、こどもを現に養育する親と里親その他の親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- (3) 「育ち学ぶ施設」とは、こどもを対象とする学校、社会教育施設、児童福祉施設その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。
- (4) 「地域住民等」とは、地域の住民及び団体で、こども以外のものをいいます。
- (5) 「事業者」とは、事業活動を行う全てのものをいいます。

<解説>

- ❁ 条例内で使用される用語の定義付けをしています。
- ❁ 位置付ける用語は、条例内で使われるもののうち特に用語の意味を明確にする必要があるものとして、「こども」、「保護者」、「育ち学ぶ施設」、「地域住民等」、「事業者」の5つを取り上げます。
- ❁ 「こども」は、児童福祉法や児童の権利に関する条約との整合性を考慮し、原則18歳未満とします。ただし、こども基本法では、「心身の発達の過程にある者」としていること、支援を必要とする者が一定の年齢で上限を画されることのないよう、必要に応じて拡大的に認めることがふさわしい人を含めることとします。

- ❁ 「保護者」は、こどもを現に養育する親と里親、その他の親に代わりこどもを養育する者には、祖父母や児童福祉施設の長などが該当します。
- ❁ 「育ち学ぶ施設」は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学などの学校、図書館、公民館などの社会教育施設、保育所、児童センター、児童養護施設などの児童福祉施設、その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設を含みます。
- ❁ 「地域住民等」は、地域の住民及び団体で、こども以外のものをいい、各種団体やこれらに属する人も該当します。
- ❁ 「事業者」は、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

第2章 こどもの権利

■こどもにとって大切な権利について定めています。

(こどもにとって大切な権利)

第3条 こどもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、あらゆる場面で、権利の主体としてこどもの権利が保障され、次に掲げる権利が特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、安心して幸せに暮らすこと。
- (2) 愛情と理解を持って育まれること。
- (3) 健康に生き、適切な医療が受けられること。
- (4) いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力や犯罪から心や体が守られること。
- (5) 障がい、民族、国籍、性別その他のこども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (6) 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めること。
- (7) プライバシーが守られること。
- (8) 個性が認められ、人格が尊重され、自分らしく生きること。
- (9) 自分が持っている力を伸ばすための必要な支援を受けられること。
- (10) 年齢や発達の程度に応じて自分に関することを自分で決めることができ、必要に応じて適切な支援を受けられること。
- (11) 学ぶこと。
- (12) 遊ぶこと。
- (13) 文化、芸術、スポーツや自然に親しむこと。
- (14) 安心できる居場所が確保され、心や体を休めることができること。
- (15) 自分の意見を表明すること。
- (16) 意見を表明するために、必要な支援を受けられること。
- (17) 表明した意見について、年齢や発達の程度に応じてふさわしい配慮がなされ、尊重されること。

<解説>

- ✿ この条例におけるこどもにとって大切な権利は、児童の権利に関する条約に基づき、権利の主体として、家庭、育ち学ぶ施設及び団体の活動、地域社会等あらゆる場面で保障されます。
- ✿ 児童の権利に関する条約により様々な権利が保障されています。条例では、特に大切なものとして17項目を掲げます。
- ✿ 第1号は、住む場所や食べ物がある、病気の時には適切な医療が受けられる等命が守られ、安全が確保され、安心して幸せに暮らすことができることを保障しています。食べ

る、寝る、遊ぶ等日々の生活を心地よく送るという意味で「暮らす」という言葉を使用しています。

❁ 第4号のいじめとは、児童生徒と一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいい(平成27年条例第10号「大口町いじめの防止等に関する条例」)、虐待、体罰等のあらゆる暴力や犯罪には、しつけや教育という名目でこどもに体罰を加えたり、こどもの健康・安全への配慮を怠っている等のネグレクトやこどもを無視したりこどもの心や人格を傷つけるような叱責をしたりすること等も含まれます。

❁ 第4号は、いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力や犯罪がこどもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるおそれがあることから、肉体的にも精神的にも傷つけられないことを保障しています。

❁ 第5号は、障がいや民族、国籍、性別、その他にもこどもがこどもであることや出身等こどもやその家族の状況を理由としたあらゆる差別や不当な不利益を受けないことを保障しています。

❁ 第6号は、こどもが権利侵害を受けるおそれがある場合に、逃れられ、心身ともに守られることを保障しています。また、万一、権利侵害を受けてしまった場合には、その回復のための支援や救済を受けられることを保障しています。

❁ 第7号は、こども自身や家族、住んでいるところ、電話やメール等のプライバシーが守られることを保障しています。

❁ 第10条は、こどもが年齢や発達に応じて自分に関することを自分で決められることができ、必要な情報の提供を受ける等適切な支援を受けられることを保障しています。

❁ 第11号は、こどもが学ぶ機会を平等に得たり、自分の意思で学びたいことを学ぶことができたりすることを保障しています。

❁ 第12号は、年齢や発達に応じて必要な遊びやレクリエーション等を通じて、多くのことを経験することができる大切な権利です。

❁ 第15号は、こどもは自由に自分の意見を表明する権利を有していることを定めています。こどもが意見を表明したことによる不利益を受けないよう、配慮しなければなりません。

❁ 第16号は、こどもが意見を表明するために必要な情報の提供を受けたり、こどもが意見を表明しやすい環境を整えたり、こどもの年齢や発達に応じて意見の聴き方に努めたり、意見を表明することができないこどもに対しては、様々な形で発する意見を汲み取るための配慮がなされたりすること等の必要な支援が受けられることを保障しています。

❁ 第17号は、こどもが表明した意見について、年齢や発達に応じてふさわしい配慮がなされ、十分考慮され、尊重されることを保障しています。

🌸 こども自身が、自分の持つ権利を知り、その権利を大切にすることが重要です。そして、自分だけでなく、他の人も同じように権利を持っていることを知り、お互いを認め合うことが大切です。

第3章 こどもの権利の保障

■こどもの権利を保障するため、こどもに関係する大人が担う役割定めるとともに、これらの連携・協力について定めています。

(町の責務)

第4条 町は、国、他の公共団体及び関係機関と協力して、こどもの権利が保障されるよう努め、こどもに関する施策を総合的に実施しなければなりません。

2 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域住民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行わなければなりません。

<解説>

- ❁ 本条例の目的の達成のため、町が果たすべき責務は何かを定めています。
- ❁ こどもの権利が保障されるよう努め、こどもに関する施策を総合的に実施する責務があります。こどもに関する施策については、第4章及び第5章に基づき取り組んでいきます。
- ❁ こどもに関係する大人がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行います。

(保護者による権利の保障)

第5条 保護者は、こどもの養育についての第一義的な責任を有していることを認識し、こどもの年齢や発達の程度に応じた養育に努めなければなりません。この場合において、保護者は、必要に応じて町その他関係機関に相談し、支援を求めることができます。

2 保護者は、こどもの思いや願いを受け止め、一緒に考え、話し合い、その意見を尊重し、こどもの最善の利益を優先して支援するように努めなければなりません。

<解説>

- ❁ こどもの養育は家庭を基本として行われることから、こどもの権利を保障するために、保護者は大きな役割を担っています。
- ❁ 保護者が悩みや困りごと等を感じたら、必要に応じて町や関係機関に相談すること及び支援を求めることができます。
- ❁ 保護者は、こどもと向き合い、その思いや願いを受け止め、こどもの気持ちに寄り添って話し合いながら、こどもの最善の利益を優先して支援するよう努めることを定めています。

(育ち学ぶ施設の関係者による権利の保障)

第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、こどもの年齢や発達の程度に応じ、こどもが主体的に学び、育つことができるよう必要な支援に努めなければなりません。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力や犯罪からこどもを守るため、町その他関係機関と連携、協力し、その未然防止や解決に向けて努めなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、こどもの思いや願いを受け止め、相談に応じ、こどもの意見を尊重するよう努めなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが安全に安心して学び、活動できるよう、環境整備に努めなければなりません。

<解説>

❁ こどもたちが家庭以外で最も多くの時間を過ごす場所である学校等育ち学ぶ施設は、こどもが健やかに成長するための大切な場です。また、そこで働く関係者は、こどもに深く関わる存在であることから、その関係者が担うべき役割を定めています。

❁ こどもの年齢や発達の程度に応じて、こどもが主体性をもって学び、育つことができるよう必要な支援に努めることを定めています。

❁ いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力や犯罪からこどもの心や体を守るために、関係機関と連携を図りながら、協力して、こどもの権利侵害の未然防止や救済、解決に向けて努力しなければならないことを定めています。

(地域住民等による権利の保障)

第7条 地域住民等は、こどもが地域社会とのかかわりの中で豊かな人間性を育むことを認識し、必要な支援に努めなければなりません。

2 地域住民等は、いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力や犯罪からこどもを守るため、地域一体となってこどもを見守り、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。

<解説>

❁ 地域社会全体で子育てや子育ちを支え合い、こどもの健やかな成長のために、地域の住民や団体が担う役割を定めています。

❁ こどもを地域社会の一員と認識し、地域で見守り、必要な支援に努めることを定めています。

❁ いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力や犯罪からこどもを守るため、こどもに身近で見守り支えることができる地域において、安全で、かつ、安心して過ごすことのできる地域づくりに努めることを定めています。

(事業者における権利の保障)

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるように必要な職場環境の整備に努めなければなりません。

<解説>

- ✿ 事業者については、保護者（従業員）が子育てしやすい環境を整備するために雇用主として担う役割を定めています。
- ✿ 事業者は、保護者（従業員）が仕事と子育てを両立できるように必要な職場環境の整備に努めることを定めています。

第4章 こどもに関する基本的な施策等

■本条例の目的であるこどもが幸せに暮らすことができるまちの実現するための具体的な施策や仕組みなどを定めています。

(こどもの意見表明、参画や参加の促進)

第9条 こどもは、自分の意見を表明することができ、それが尊重されます。

2 町は、こどもが意見を表明したり、多様な社会的活動に参画や参加したりする機会を設けるとともに、こどもの年齢や発達の程度に応じてこどもの意見を尊重しなければなりません。

3 町、保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民等は、こどもが家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、意見表明と参画や参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。

4 町、保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民等は、こどもの年齢や発達の程度に応じた意見の聴き方に努め、年齢、発達の程度その他の理由によって自らの意見を表明できないこどもに対しては、その意見を汲み取り、必要に応じてその意見の表明を支援するよう努めなければなりません。

<解説>

- ❁ こどもの意見表明、多様な社会的活動への参画や参加の促進について定めています。
- ❁ 計画に積極的に加わり、意思決定に関与すること（参画）も、用意された活動等に一員として加わること（参加）も、どちらもこどもの考えで関与することができるように、参画と参加の両方の言葉を使用しています。
- ❁ こどもは、自分の意見を表明する権利があり、その意見が尊重されます。また、こどもが意見を表明したことによる不利益を受けないよう、配慮しなければなりません。
- ❁ 意見とは、こどもの権利条約やこども基本法を踏まえて、より広い気持ちや考えを指しており、身振りや絵を含む非言語のコミュニケーション形態も含まれます。
- ❁ こどもの意見を真摯に受け止め、こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）を考慮し、対話することが大切です。
- ❁ こどもの意見がその年齢や発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、他の要素を考慮し、比較して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることがあります。その際も、こどもが表明した意見を正當に考慮し、結論に至る考え方を説明し、対話する過程をつくるのが大切です。
- ❁ 町は、こどもが意見を表明したり、多様な社会的活動に参画や参加したりする機会を確保し、充実させます。また、こどもの年齢や発達の程度に応じて、こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）を優先して考慮し、その意見を尊重しなければなりません。

- ❁ 町、保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民等は、こどもが意見を形成することを支え、意見表明と参画や参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。
- ❁ また、こどもの年齢や発達の程度に応じた意見の聴き方に努め、自らの意見を表明できないこどもに対しては、言語化された意見だけでなく様々な形で発する意見を汲み取るための十分な配慮を行い、必要に応じて意見の表明を支援するよう努めなければなりません。

(こどもの居場所づくり)

- 第10条 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等、事業者及び関係機関と連携、協力し、全てのこどもが身近な地域において、各々に合った居場所を切れ目なく持つことができるよう努めなければなりません。
- 2 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等、事業者及び関係機関と連携、協力し、こどもの視点で考え、こどもの声を聴きながら、こどもが安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるよう努めなければなりません。
- 3 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等、事業者及び関係機関と連携、協力し、こどもが様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や遊びの機会に接することができるよう努めなければなりません。

<解説>

- ❁ こどもの居場所づくりについて定めています。
- ❁ 居場所とは、身を置く物理的な場だけでなく、こどもが過ごす場所や時間、人との関係性すべてが居場所多様な形態をとり得るものです。
- ❁ 町は、全てのこどもがこども自身にとっての身近な地域において、各々が合った居場所を切れ目なく持つことができるよう居場所づくりに努めます。
- ❁ こどもの居場所になるかどうかは、こども自身がそこを居場所と感ずるかどうかによるため、居場所づくりにあたっては、こどもの主体性を大切にし、こどもの視点に立ち、こどもの声を聴きながら進めていくことが重要です。そのため、町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等、事業者及び関係機関と連携、協力しながら、こどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持てるよう居場所づくりを進めていきます。
- ❁ こどもが様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することは、こどもの健やかな成長に寄与します。そのため、町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等、事業者及び関係機関と連携、協力しながら、様々な学びや多様な体験活動、遊びの機会の確保に努めます。

(子育て家庭への支援)

- 第11条 町は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

<解説>

- ❁ 子育て家庭への支援について定めています。
- ❁ 町は、保護者の子育てにおける負担を軽減し、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援を行います。

(支援を必要とするこどもや家庭への支援)

第12条 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等、事業者及び関係機関と連携、協力し、障がいのあるこども、外国籍のこども、経済的に困難な事情にある家庭のこどもその他の支援を必要とするこどもとその家庭の把握に努めるとともに、その状況や環境に応じた支援を総合的かつ一体的に行わなければなりません。

<解説>

- ❁ 支援を必要とするこどもや家庭への支援について定めています。
- ❁ 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等、事業者及び関係機関と連携、協力し、支援を必要とするこどもとその家庭の把握に努めるとともに、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢等にかかわらず、その状況や環境に応じた支援が切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行います。

(地域への支援)

第13条 町は、こどもの権利保障に資する地域活動を支援し、連携、協力するよう努めなければなりません。

2 地域住民等は、こどもに関わることについて、町その他の関係機関に必要な支援を求めることができます。

<解説>

- ❁ 地域への支援について定めています。
- ❁ 町は、こどもの権利保障に資する地域活動を支援し、地域活動を行う人や団体との連携や協力を努めます。

(育ち学ぶ施設への支援)

第14条 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員は、育ち学ぶ施設においてこどもの権利を保障するために必要な支援を受けることができます。

2 町、育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員がこどもの権利を理解し、保障するために、必要な支援と情報提供に努めなければなりません。

<解説>

- ✿ 育ち学ぶ施設への支援について定めています。
- ✿ 育ち学ぶ施設は、こどもの権利が保障され、こどもが安全に安心して過ごすことができる場であることが大切です。必要な環境を整備していくために、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員は、必要な支援を受けることができます。
- ✿ 育ち学ぶ施設の職員は、こどもと接し、深く関わる存在であることから、町、育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、こどもの権利を理解し、保障するために必要な支援と情報提供に努めなければなりません。

(権利侵害に関する未然防止、相談及び救済)

- 第15条 町は、いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力や犯罪の未然防止と早期発見に取り組まなければなりません。
- 2 いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力や犯罪によりこどもの権利の侵害を受けている又はそのおそれがあるこどもを発見した者は、ただちにこれを町及び関係機関に通報しなければなりません。
- 3 町は、いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力や犯罪によるこどもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関と連携、協力し、こどもを速やかに救済するために必要な支援を行い、解決するよう努めなければなりません。
- 4 町は、こどもやその保護者が権利侵害とその救済に関する問題について、安心して相談し、救済を求めることができる体制の整備と充実を図り、その情報提供に努めなければなりません。

<解説>

- ✿ いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力や犯罪による権利侵害の未然防止、相談及び救済について定めています。
- ✿ いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力や犯罪は、こどもの権利を侵害する行為であり、こどもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えることから、その未然防止と早期発見、速やかな救済が重要です。
- ✿ 町は、こどもが幸せに暮らすことができるよう、いじめ、虐待、体罰等のあらゆる暴力や犯罪の未然防止と早期発見に取り組み、関係機関と連携、協力し、こどもを速やかに救済するために必要な支援を行い、解決するよう努めます。
- ✿ 権利侵害を受けて誰にも相談できないこどもや保護者が安心して相談し、助けを求めることができる相談体制の整備と充実を図り、その情報提供に努めます。

(広報及び啓発)

- 第16条 町は、こどもの権利、この条例の理念及び内容について、広く知らせることにより普及に努めなければなりません。

<解説>

- ❁ 条例の広報及び啓発について定めています。
- ❁ こどもの権利やこの条例の理念及び内容について、町民をはじめ関係者の理解を深め、またこども自身が自らのこどもの権利について理解を深めていくために、町は普及啓発に努めます。

第5章 こどもに関する施策の推進

■こどもに関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めます。

(こども総合計画)

第17条 町は、こどもに関する施策を総合的に推進するためのこども総合計画を策定します。

2 こども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 町は、こども総合計画を策定するときや見直すときは、こども、地域住民等及び大口町子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、その意見が反映されるよう努めなければなりません。

4 町は、前項のこども総合計画を策定したときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

<解説>

❁ こどもに関する施策を総合的に推進するための計画について定めています。

❁ 町は、子どもの最善の利益の実現、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざして、新たに「大口町こども総合計画」を策定しました。

❁ こども総合計画は、こどもに関する施策を実施するために必要な目標設定等を行うこととしています。そのため、必要に応じて、その内容を見直します。

❁ 町は、こども総合計画を策定するときや見直すときは、こどもや地域住民等の意見を聴いたり、保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者等の意見を聴くための会議である大口町子ども・子育て会議の意見を聴いたりするとともに、その意見が反映されるよう努めます。

第6章 条例の見直し

■条例の見直しについて定めます。

(条例の見直し)

第18条 町は、この条例の目的を達成するため、子どもを取り巻く環境及び社会の変化を勘案して必要があるときは、この条例の見直しを行うものとします。

2 町は、前項の見直しをしようとするときは、前条第3項に準じて行うものとします。

<解説>

🌸 条例の見直しについて定めています。

🌸 条例の見直しをしようとするときは、第17条の子ども総合計画を策定したり見直したりするときと同じように、子どもや地域住民等、大口町子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、その意見が反映されるよう努めます。

第7章 委任

■委任について定めます。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

<解説>

✿委任について定めています。

✿条例の施行に関して必要な事項は、町長が規則、要綱等により別に規定することを定めています。

附則

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

<解説>

- ❁ 条例の施行期日に関する事項を定めています。
- ❁ 条例の施行期日は、令和7年9月30日です。